



県章

山形県公報

平成28年7月1日(金)
第2759号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……753
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……754
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……755
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……756
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……757
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……758
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

教育委員会関係

規 則

- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………759

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 平成28年度自衛官候補生等の募集……………(市町村課) ……同
- 平成28年山形県保育士試験の実施……………(子育て支援課) ……760
- 平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……761

告 示

山形県告示第638号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成28年6月3日招集した山形県議会定例会は、同月22日閉会した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第639号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	廃止年月日
株式会社こもれび 東根市中央四丁目3番10号	放課後等デイサービスきらら 東根市中央四丁目3番11号	放課後等デイサービス	平成28. 5. 31

山形県告示第640号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社出羽のさとあなの	出羽のさとあなの 山形市三日町二丁目1番41号	通 所 介 護	平成28. 5. 16
株式会社白壁接骨院	源氣の杜 COCOON 山形市薬師町一丁目16番10号	通 所 介 護	同 5. 30

山形県告示第641号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社白壁接骨院	源氣の杜 COCOON 山形市薬師町一丁目16番10号	介護予防通所介護	平成28. 5. 30

山形県告示第642号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人霞晴堂	白田医院 西村山郡大江町大字左沢1187	短期入所療養介護	平成28. 5. 31

山形県告示第643号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団松柏会	至誠堂介護相談センター 山形市桜町7番44号	居 宅 介 護 支 援	平成28. 5. 31

山形県告示第644号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	指定介護療養型施設の名称及び所在地	サービスの種類	辞退の効力発生年月日
医療法人霞晴堂	白田医院 西村山郡大江町大字左沢1187	介護療養施設サービス	平成28. 5. 31

山形県告示第645号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人霞晴堂	白田医院 西村山郡大江町大字左沢1187	介護予防短期入所療養介護	平成28. 5. 31

山形県告示第646号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルトライ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	就労継続支援A型事業所むすび 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	就労継続支援A型	平成28. 5. 6

山形県告示第647号

山形県森林施策支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県森林施業支援事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県森林施業支援事業補助金交付規程（昭和36年4月県告示第261号）の一部を次のように改正する。

第2条の表森林環境保全直接支援事業の項事業主体の欄中「第9条第2号」を「第10条第2号」に、「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同表中

	造林未済地緊急造林		を
	花粉発生源対策促進事業	市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画等の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者	に改め

る。

第4条第4号中「更新伐」を「更新伐又は花粉発生源植替え」に、「植栽により」を「植栽（花粉発生源植替えの場合にあつては花粉発生対策に資すると知事が認める苗木によるものに限る。）により」に改め、同号ただし書中「植栽」を「更新伐を行った場合であつて、植栽」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 花粉発生源植替えを森林法第11条第5号の規定による認定を受けた森林経営計画（以下本号において「森林経営計画」という。）に基づかずに行つた場合にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の末日までに当該花粉発生源植替えを行つた林分が森林経営計画の対象とする森林とならないとき（対象とする森林とならないことについて天災その他の不可抗力によると知事が認めたときを除く。）は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表森林環境保全直接支援事業の項事業主体の欄中「第9条第2号」を「第10条第2号」に改める改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の山形県森林施業支援事業補助金交付規程の規定は、平成28年度分以後の補助金について適用する。

山形県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 上山蔵王公園線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市蔵王温泉字川前935番63から 同 湯尻188番5まで	旧	64.4メートル } 14.0	280メートル
同 上	新	34.6メートル } 6.8	300メートル

山形県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形朝日線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市大字志戸田字アカハ893番1から 同 897番1まで		旧	30.5メートル } 25.0	60メートル
同	上	新	40.0メートル } 20.5	同上

山形県告示第650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。
 平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市蔵王温泉字アッサ平1122番3から 同 茶屋ノ上626番2まで		旧	32.0メートル } 20.2	180メートル
同	上	新	38.2メートル } 20.2	同上

山形県告示第651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。
 平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字山口字大槻1515番1から 同 1524番まで		旧	18.1メートル } 9.0	69メートル
天童市大字山口字大槻1515番から 同 1524番まで		新	14.6メートル } 9.8	59メートル

山形県告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。
 平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童山寺公園線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
天童市大字原町字梨ノ木下17番から 同 岩下上34番13まで		旧	13.4メートル ） 9.0	433メートル
同	上	新	14.4メートル ） 10.0	同上

山形県告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形朝日線
- 2 供用開始の区間 山形市大字志戸田字アカハ893番1から
同 897番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年7月1日

山形県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山口字大槻1515番から
同 1524番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年7月1日

山形県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童山寺公園線
- 2 供用開始の区間 天童市大字原町字梨ノ木下17番から
同 岩下上34番13まで
- 3 供用開始の期日 平成28年7月1日

山形県告示第656号

次の開発行為は、完了した。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成28年6月1日 指令村総建第160号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字要害字新田原205番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東村山郡山辺町大字要害字新田原205番
丹野 一樹、丹野 陽子

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 廣 瀬 渉

山形県教育委員会規則第14号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「12」を「10」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日
平成28年6月21日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名 称
特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢
 - 代表者の氏名
色摩 信司
 - 主たる事務所の所在地
米沢市大町三丁目4番15号
 - 定款に記載された目的
本会は、「ほほえみとまごころ」をスローガンに、助け合いの精神を基に、一般市民を対象に、サービスが必要とする人とサービスできる人とは、共に協力しあって、創造的な福祉サービスを提供し、享受され、地域コミュニティづくりへと広がりを持ちつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

募集種目	募集期間	試験期日		試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
一般曹候補生 (男女)	平成28年7月1日（金）から同年9月8日（木）まで	第1次試験	平成28年9月16日（金）	筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 東根市	山形大学小白川キャンパス 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 東根地域職業訓練センター	平成29年3月下旬又は4月上旬
		第2次試験	第1次試験合格者 にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者 にのみ通知	第1次試験合格者にのみ通知	
航空学生 (男女)		第1次試験	平成28年9月22日（木）	筆記試験 適性検査	山形市 鶴岡市	山形大学小白川キャンパス 山形大学鶴岡キャンパス	
		第2次試験	第1次試験合格者 にのみ通知	口述試験 身体検査	第1次試験合格者 にのみ通知	第1次試験合格者にのみ通知	
自衛官候補生（男子）		平成28年9月16日（金）		筆記試験 適性検査	山形市 米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 東根市	山形大学小白川キャンパス 米沢市西部コミュニティセンター 鶴岡合同庁舎 東北公益文科大学 新庄合同庁舎 東根地域職業訓練センター	
		平成28年9月25日（日）から同月27日（火）までのうち指定する1日		口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	
自衛官候補生（女子）		平成28年9月23日（金）		筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成28年7月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	平成28年10月22日（土）	午前10時30分から午後4時30分まで	別途指定する。
	平成28年10月23日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	平成28年12月11日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

受験申請書を平成28年7月27日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成28年7月27日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。

3 その他

- (1) 平成28年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成28年7月15日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
- イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120（4194）82）に問い合わせること。

平成29年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成28年7月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成29年3月卒業見込みの者
(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成28年8月1日（月）から同月12日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例(昭和43年3月県条例第18号)に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

- (2) 履歴書・身上書
学校所定のもの
 - (3) 写真
最近3箇月以内に撮影したもの
 - (4) 調査書
進学用の所定の様式のもの
 - (5) 健康診断書
学校所定のもので、平成28年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜
提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。
- (1) 学力検査
 - イ 検査教科
工業
 - ロ 検査時間
70分
 - ハ 検査期日
平成28年8月17日（水）
 - (2) 面接期日
平成28年8月17日（水）学力検査終了後
*定員に満たない場合は平成29年1月に2次募集と選抜を実施する。（小論文と面接による選抜）
- 6 合格発表
平成28年8月22日（月）午後3時予定
- 7 その他
細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。